様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	要望主体名	その他（特記事項）
5003A	5E+06	1	A	商業・法人登記手続の行政書士への開放	司法書士法第３条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち商業・法人登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び提出手続、オンライン申請手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	商業・法人登記申請において、行政書士が申請書の作成及び提出手続、オンライン申請手続(「行政書士用電子証明書」の使用)を行う。	法務省は今年、通達及び告示により、司法書士に対して、行政書士業務である「定款作成及び電子定款作成代理」を認めた。資格者間の相互乗り入れの観点から、行政書士に対して、司法書士業務である「商業・法人登記の申請書作成・提出、オンライン申請手続（オンライン申請での「行政書士用電子証明書」の使用）」を認めるべきである。 商業・法人登記申請は、「実体手続きである定款又は電子定款、株主総会議事録等（申請に添付する書類となり、以下「添付書類」という）の作成」及び「申請書作成・提出、オンライン申請」で行われる。「添付書類作成」は行政書士業務であり、「申請書作成・提出、オンライン申請」は司法書士業務である。ところが、日本行政書士会連合会が反対しているにもかかわらず、法務省は、平成18年1月20日付け法務省民商第135号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて」で「商業・法人登記の申請書に司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された場合において、他に却下理由がないときは、当該申請を受理して差し支えない。」と通達により司法書士に対して定款作成を認め、さらに、平成18年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用（司法書士による電子定款作成代理）を認めたのである。 司法書士に対してのみ、司法書士法改正によらず、通達及び告示により、行政書士業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いである。相互乗り入れの観点から、行政書士に対しては司法書士業務を認めるべきである。 申請書は、A4サイズ1枚の定型的なもので、添付書類の一部から登記事項を転記して作成するものであり、「添付書類作成」をした行政書士にとっては、引き続いて容易に作成できるものである。「定型的かつ容易」な申請書作成を行政書士に対して認めないのは、過度の参入規制・過度の司法書士職域保護である。	司法書士法第３条	法務省	任意団体	平成15年7月15日付け日本公証人連合会法規委員長の日本行政書士会連合会会長宛て事務連絡 「平成13年法律第七七号による改正後の行政書士法第一条の三第二号（平成14年7月１日施行）に行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」と規定されたので、行政書士は、その資格において、発起人又は社員から委任を受けて定款を代理作成できることになったものと考えられる。」 平成17年6月10日付け法務省告示により、電子公証制度において「行政書士用電子証明書」の使用（行政書士による電子定款作成代理）が認められた。
5041A	5E+06	4	A	介護老人保健施設に置くべき医師の員数について	常勤医師1名以上 →　　非常勤医師の組み合わせによる常勤換算で1名以上	病院、診療所、介護老人保健施設、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ、居宅介護支援事業並びに訪問系ｻｰﾋﾞｽの運営	地域によっては医師の採用が困難なところもあり、採用の幅を広げることで採用難が緩和されるとともに、複数の診療科の医師によるより専門的な対応が可能になるというﾒﾘｯﾄも考えられる。	介護保険法	厚生労働省 新潟県高齢福祉保健課	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5E+06	42	A	留学生のアルバイト労働時間の制限緩和	入管法で在留資格が留学の場合、アルバイトが出来る時間数は1週間につき最長２８時間と制限されている。このため、採用側が雇い入れを諦めたり、苦学留学生の生活困窮の一因となっている。ついては実態に合わせ、このアルバイト労働時間の規制を緩和すべきである。		少子高齢化で国内労働者が不足する中、留学生アルバイトの労働力も重要になってきている。特に留学生についてはサービス業に従事することが多く、時間規制によりアルバイト先の選択を狭めている。アルバイト労働時間の規制を緩和することにより、就労先の選択が広がると同時に苦学留学生の生活を助けることになる。また卒業後も優秀な学生が日本に残り国際化社会の新たな労働力の担い手となり得る。	出入国管理法及び難民認定法１９条	外務省、厚生労働省	(社) 日本ニュービジネス協議会連合会	
①の後半部分のみ	5024A	5E+06	11	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	①「研修」期間の短縮と「技能実習」期間の延長について ・研修期間：技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われ、研修期間は6ヵ月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間：派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記要望により研修期間が6ヵ月となった場合でも、現行制度では実務研修期間は２．５年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりした技能習得が必要であり、少なくとも5年間が必要である。研修・技能実習期間を５年に延長すべきである。 ②「技能実習」の対象職種の拡大 ・自動車産業の海外進出による現地生産が拡大し、現地従業員の技能実習生を多数受け入れている中、自動車製造関連の対象職種が少ないことにより、本来目指すべき必要な技能実習が出来ない状況にある。自動車製造関連の職種の拡大を要望する。 ③研修期間中の実務研修における時間の制限の撤廃	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 ①1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成②「技能実習」の対象職種の限定③研修期間中の研修時間の制限（時間外対応、交替制勤務対応の不可）④1年後の技能検定資格の取得の義務付け	グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人がわが国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２項号の基準を定める法令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示（平成2年8月17日法務省告示第246号） 技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針（平成5年4月5日法務省告示第141号） 技能実習制度の基本的枠組み	法務省（入国管理局） 厚生労働省、他	社団法人　日本自動車工業会	・新規要望 ・当会重点要望項目
5041A	5041022	22	A	理容師・美容師の混在店認可	理容師・美容師が同じ店でサービスを施すことを認可してほしい。	例えば、美容店に理容師が勤務し、現在美容店では許可されていない「顔剃り」サービスを、顧客に提供できるようにする。	美容店で、顔剃りが可能になる（顔の産毛処理は女性からのニーズも高い）。 理容技術と美容技術の融合で、新しいメニュー提案やヘアスタイルの発信ができる。 若者の理容離れのため、廃業に追い込まれる理容師が、それまでの経験を生かした再就職の場を得ることができる（雇用の流動化が促進される。雇用のミスマッチ回避にもつながる）。	理容師法・美容師法	厚生労働省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	